

2008年11月 日

文部科学大臣 様

# 子どもと学校の安心・安全のために、学校現業職員の仕事を民間委託しないでください

子どもたちの健やかな成長・発達を保障する上で、安心・安全で快適な教育環境をつくることは不可欠です。私たち学校現業職員は、そのための様々な専門的な仕事にたずさわっています。

給食調理員は、食を通じて生徒たちの成長・発達をはぐくむ仕事にたずさわっています。夜間定時制高校では育ち盛りの生徒にあたたくておいしい給食を用意し、障害児学校では一人ひとりに適した献立を調理しています。これは自校方式による給食調理だからできることです。

学校現業職員は、施設保全・環境緑化などの環境整備、安全なごみ処理など、学校教育に欠かせない仕事にたずさわっています。また、生徒の健康によくない除草剤はできるだけ使わない、騒音を伴う作業は生徒が帰ってから行なう、ごみのリサイクル運動をすすめるなど、生徒たちの学校生活に密接にかかわりながら、日々、仕事をすすめています。

ところが、学校現業職員の法的身分は、学校教育法第60条で「その他の必要な職員を置くことができる」との規程にとどめられ、教職員定数法にも定められていません。また、「民間にできることは民間に委ねる」という理由で業務の民間委託が行なわれ、新規採用がなくなり、パートや臨時雇用が増えています。さらに、強引な職種換えや「偽装請負」が横行し始めています。

こうした事態は、学校教育活動と不離一体ですめられるべき学校現業職員の仕事を縮小し、バラバラに解体し、安心・安全で快適な教育環境をつくることを困難にしています。まさに、子どもたちの健やかな成長・発達を保障する教育環境が崩されようとしています。

こうした状況を改善し、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために、下記事項の実現を求めます。

## 【要 求 事 項】

1. 学校現業職員を「学校教育法」「教職員定数法」等に明記し、身分を明確にしてください。
2. 子どもと学校の安心・安全のために、学校現業職員の業務を民間委託しないでください。
3. 退職不補充をやめ、非正規雇用の現業職員の正規採用をすすめてください。
4. 地方交付税交付金を増やして、学校現業職員を減らさないでください。
5. 臨時・パートなど、非正規雇用の現業職員の雇用を保障し、身分・待遇を改善してください。

氏 名	住 所

取扱い団体 日本高等学校教職員組合  
( )